

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月27日(2025.5.27)

【公開番号】特開2025-36639(P2025-36639A)

【公開日】令和7年3月14日(2025.3.14)

【年通号数】公開公報(特許)2025-047

【出願番号】特願2024-230224(P2024-230224)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 315 A

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月19日(2025.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技状態として、前記第1の遊技状態よりも遊技者に有利な第2の遊技状態と、前記第1の遊技状態よりも遊技者に有利な第3の遊技状態とを有しており、所定の判定契機の成立に基づいて特定判定を行う手段と、

前記特定判定が行われることに基づいて遊技回用動作が開始され、前記特定判定の結果に対応した報知結果とされるようにして、遊技回が行われるように制御する手段と、

前記特定判定の結果が特定結果となることに基づいて前記第2の遊技状態への移行が行われることを可能とする第1手段と、

所定の条件が成立した場合に前記第3の遊技状態への移行が行われることを可能とする第2手段と、

を備え、

遊技における特定状態にて前記所定の条件の成立が生じ得る構成となっており、

前記第2の遊技状態にて前記所定の条件の成立が生じない構成となっており、

前記第2の遊技状態の終了により後に前記特定状態に移行し得る構成となっており、

前記特定状態において前記所定の条件が成立する場合と、前記特定状態において前記所定の条件が成立しない場合とが生じ得る構成となっており、

前記特定状態における所定の遊技回で前記所定の条件が成立の場合に、所定演出が行われた後に前記所定の条件の成立に対応する第1報知が行われるようにすることが可能であり、

前記特定状態における所定の遊技回で前記所定の条件が不成立の場合に、前記所定演出が行われた後に前記第1報知とは異なる第2報知が行われるようにすることが可能であり、前記第3の遊技状態であることを遊技者が認識できる第3報知が前記第3の遊技状態で行われることを可能とする手段を備え、

遊技により得られた特典に関する所定の実績報知が行われ得る構成となっており、

前記第2の遊技状態の終了に対応して前記所定の実績報知が行われず、前記特定状態の終了に対応して前記所定の実績報知が行われることを可能とする手段を備えていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ここで、上記例示したような遊技機等においては遊技の興趣を高める上で未だ改善の余地がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上記例示した事情等に鑑みてなされたものであり、遊技の興趣を高めることができ可能な遊技機を提供することを目的とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

遊技状態として、第1の遊技状態と、前記第1の遊技状態よりも遊技者に有利な第2の遊技状態と、前記第1の遊技状態よりも遊技者に有利な第3の遊技状態とを有しており、所定の判定契機の成立に基づいて特定判定を行う手段と、

前記特定判定が行われることに基づいて遊技回用動作が開始され、前記特定判定の結果に対応した報知結果とされるようにして、遊技回が行われるように制御する手段と、前記特定判定の結果が特定結果となることに基づいて前記第2の遊技状態への移行が行われることを可能とする第1手段と、

所定の条件が成立した場合に前記第3の遊技状態への移行が行われることを可能とする第2手段と、

を備え、

遊技における特定状態にて前記所定の条件の成立が生じ得る構成となっており、

前記第2の遊技状態にて前記所定の条件の成立が生じない構成となっており、

前記第2の遊技状態の終了より後に前記特定状態に移行し得る構成となっており、

前記特定状態において前記所定の条件が成立する場合と、前記特定状態において前記所定の条件が成立しない場合とが生じ得る構成となっており、

前記特定状態における所定の遊技回で前記所定の条件が成立の場合に、所定演出が行われた後に前記所定の条件の成立に対応する第1報知が行われるようにすることが可能であり、

前記特定状態における所定の遊技回で前記所定の条件が不成立の場合に、前記所定演出が行われた後に前記第1報知とは異なる第2報知が行われるようにすることが可能であり、前記第3の遊技状態であることを遊技者が認識できる第3報知が前記第3の遊技状態で行われることを可能とする手段を備え、

遊技により得られた特典に関する所定の実績報知が行われ得る構成となっており、

前記第2の遊技状態の終了に対応して前記所定の実績報知が行われず、前記特定状態の終了に対応して前記所定の実績報知が行われることを可能とする手段を備えていることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

10

20

30

40

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明によれば、遊技の興趣を高めることが可能となる。

10

20

30

40

50